

第5次新座市総合計画実施計画 事務事業評価シート (対象：令和6年度実施事業)

1 事業基礎情報 (Plan)						3 事業評価 (Check)					
基本政策		第1章 基本政策 1 みんなにやさしく誰もが幸せを感じるまち【福祉健康】				事業の実施状況		B		A：計画以上に実施 B：計画どおりに実施 C：計画どおりに実施できず	
施策領域		第7節 地域福祉				事業の必要性 【市民ニーズ】		B		A：高まっている B：変わらない C：薄れている	
施策項目		施策 1 地域福祉の充実				事業の効率性 【見直す余地】		B		A：余地はない B：余地はある	
事業		市民相談				施策への貢献度		A		A：貢献している B：やや貢献している C：貢献の度合いが低い	
所属		地域活動推進課				事業の成果・分析		法律相談について、市民からの要望等を踏まえ、20分であった1枠の時間を30分にして実施した。 税務相談等の他の相談も含め、市民が安心して相談できる機会を設けることができた。 市が独自に行っている事業のため、見直すことは可能であるが、令和6年度に実施した結果、特段改善の要望等はなかった。			
事業概要		日常の暮らしの中で身近に抱えている心配事、悩み事等について、市民が安心して相談することができるよう、専門の相談員による相談窓口（無料）を開設する。 1 法律相談 2 税務相談 3 不動産相談 4 年金・社会保険・労働相談									
実施形態		■市が直接実施 □一部委託 □全部委託・指定管理 □その他									
実施根拠		□国・県の制度 □国・県の制度＋市独自の制度 ■市独自の制度									
根拠法令等		新座市市民相談実施要綱									

2 事業実績 (Do)						4 事業の今後の方向性・取組方針 (Action)							
年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		今後の方向性 II I：事業規模拡大 II：改善しながら継続 III：現状のまま継続 IV：事業規模縮小 V：事業廃止 VI：事業終了	
予算・決算	予算現額（円）		4,319,000		4,290,000								
	財源内訳	一般財源	4,319,000		4,290,000								
		特定財源等	0		0								
	支出済額（円）		4,314,820		4,286,220								
	不用額（円）		4,180		3,780								
執行率（％）		99.90%		99.91%									
実施内容		以下の相談を実施した。 法律相談 週2回（30分/8枠） 税務相談 月1回（30分/6枠） 不動産相談 月1回（30分/4枠） 年金・社会保険・労働相談 月1回（45分/4枠）											
年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		今後の取組方針 市民からの要望を把握し、より良い相談事業となるよう、委託先等と調整しながら検討を進めていく。	
活動指標・成果指標	指標名	単位											
	法律相談相談件数	件	741		703								
	税務相談相談件数	件	65		62								
	不動産相談件数	件	29		38								
	年金・社会保険・労働相談件数	件	24		37								

第5次新座市総合計画実施計画 事務事業評価シート
(対象：令和6年度実施事業)

1 事業基礎情報（Plan）							3 事業評価（Check）														
基本政策		第1章 基本政策 1 みんなにやさしく誰もが幸せを感じるまち【福祉健康】					事業の実施状況		B	A：計画以上に実施 B：計画どおりに実施 C：計画どおりに実施できず											
施策領域		第7節 地域福祉					事業の必要性 【市民ニーズ】		B	A：高まっている B：変わらない C：薄れている											
施策項目		施策 1 地域福祉の充実					事業の効率性 【見直す余地】		A	A：余地はない B：余地はある											
事業		民生・児童委員業務					施策への貢献度		A	A：貢献している B：やや貢献している C：貢献の度合いが低い											
所属		福祉政策課					事業の成果・分析		市民生委員・児童委員協議会及び地区民生委員・児童委員協議会に補助を行った。補助金は各協議会の運営や各民生・児童委員の資質向上のための研修等に充てられた。地域共生社会の実現に向けた取組や新座市地域福祉計画の実施に当たり、地域住民の立場から困りごとの相談にのり、地域の支え合いづくりの一助となる民生・児童委員の役割は重要であり、引き続き民生・児童委員活動の支援を継続していく必要がある。欠員については、町内会、各団体等への呼び掛けを始め、広報掲載等による民生委員制度の周知により、解消に取り組んでいく。												
事業概要		厚生労働大臣から委嘱を受け、身近な市民の相談相手として、また、行政との橋渡し役として、担当地域を持って活動する民生委員・児童委員が構成する市民生委員・児童委員協議会及び地区民生委員・児童委員協議会（6地区）に対し、活動経費の助成を行う。																			
実施形態		■市が直接実施 □一部委託 □全部委託・指定管理 □その他																			
実施根拠		■国・県の制度 □国・県の制度＋市独自の制度 □市独自の制度																			
根拠法令等		民生委員法																			
2 事業実績（Do）							4 事業の今後の方向性・取組方針（Action）														
年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		今後の方向性		Ⅲ Ⅰ：事業規模拡大 Ⅱ：改善しながら継続 Ⅲ：現状のまま継続 Ⅳ：事業規模縮小 Ⅴ：事業廃止 Ⅵ：事業終了							
予算・決算	予算現額（円）		24,914,000		24,514,000																
	財源内訳	一般財源	10,820,000		10,420,000																
		特定財源等	14,094,000		14,094,000																
	支出済額（円）		22,289,409		21,787,479																
	不用額（円）		2,624,591		2,726,521																
執行率（％）		89.47%		88.88%																	
実施内容		民生委員・児童委員が構成する市民生委員・児童委員協議会及び地区民生委員・児童委員協議会（6地区）に対し、活動経費の助成を行った。また、市民生委員・児童委員協議会の事務局を担うとともに、各地区民生委員・児童委員協議会の運営の支援を行った。					今後の取組方針					市民生委員・児童委員協議会及び地区民生委員・児童委員協議会に対し、活動の支援を行うとともに補助を継続していく。									
年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度											令和8年度		令和9年度		
活動指標・成果指標	指標名	単位																			
	民生委員・児童委員活動日数	日	16,775		16,976																
	民生委員・児童委員相談件数	件	4682		4385																

第5次新座市総合計画実施計画 事務事業評価シート
(対象：令和6年度実施事業)

1 事業基礎情報 (Plan)

基本政策	第1章 基本政策1 みんなにやさしく誰もが幸せを感じるまち【福祉健康】
施策領域	第7節 地域福祉
施策項目	施策1 地域福祉の充実
事業	更生保護
所属	福祉政策課
事業概要	犯罪や非行を行った者の更生や社会復帰の支援及びこれらを未然に防ぐ啓発活動を行う埼玉県更生保護観察協会朝霞支部及び朝霞地区保護司会新座支部に対し、経費負担・補助を行う。
実施形態	☒ 市が直接実施 ☐ 一部委託 ☐ 全部委託・指定管理 ☐ その他
実施根拠	☒ 国・県の制度 ☐ 国・県の制度＋市独自の制度 ☐ 市独自の制度
根拠法令等	更生保護法第32条

3 事業評価 (Check)

事業の実施状況	B	A：計画以上に実施 B：計画どおりに実施 C：計画どおりに実施できず
事業の必要性 【市民ニーズ】	B	A：高まっている B：変わらない C：薄れている
事業の効率性 【見直す余地】	A	A：余地はない B：余地はある
施策への貢献度	B	A：貢献している B：やや貢献している C：貢献の度合いが低い
事業の成果・分析	保護司制度は国において保護司の担い手不足や高齢化を改善するために、制度改正の検討が行われているなど、今後も必要な事業として想定されている。なお、本市においても担い手の高齢化及び減少は深刻な問題である。	

2 事業実績 (Do)

年度			令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度
予算・ 決算	予算現額（円）		1,595,000	1,610,000			
	財源内訳	一般財源	1,595,000	1,610,000			
		特定財源等	0	0			
	支出済額（円）		1,593,320	1,542,532			
	不用額（円）		1,680	67,468			
執行率（％）			99.89%	95.81%			
実施内容			犯罪や非行を行った者の更生や社会復帰の支援及びこれらを未然に防ぐ啓発活動を行う埼玉県更生保護観察協会朝霞支部及び朝霞地区保護司会新座支部に対し、経費負担・補助を行った。 朝霞地区保護司会新座支部 会員数　２５名（令和7年5月1日現在） 任期　２年（再任可能・任命時点で75歳まで（原則））				
年度			令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度
	指標名	単位					
活動 指標・ 成果 指標	朝霞地区保護司会新座支部自主研修会の開催	回	4	4			

4 事業の今後の方向性・取組方針 (Action)

今後の方向性	II	I：事業規模拡大 II：改善しながら継続 III：現状のまま継続 IV：事業規模縮小 V：事業廃止 VI：事業終了
今後の取組方針	引続き事務局当番市として、県内の更生保護活動を取りまとめるさいたま保護観察所と連携しながら、朝霞地区保護司会に所属する保護司人へのサポートや情報提供に努める。担い手不足の課題については保護司に対して、保護司候補者の推薦を呼びかけていく。	

第5次新座市総合計画実施計画 事務事業評価シート

(対象：令和6年度実施事業)

1 事業基礎情報 (Plan)

基本政策	第1章 基本政策1 みんなにやさしく誰もが幸せを感じるまち【福祉健康】
施策領域	第7節 地域福祉
施策項目	施策1 地域福祉の充実
事業	社会福祉協議会補助
所属	福祉政策課
事業概要	地域福祉向上のため、その中心的役割を担い、ボランティア、行政、町内会・自治会、民生・児童委員及び福祉団体と連携し、高齢者、ひとり親、児童、障がい者などに必要な福祉サービスの提供やボランティアの育成を実施する新座市社会福祉協議会に対し、補助を行う。
実施形態	■市が直接実施 □一部委託 □全部委託・指定管理 □その他
実施根拠	□国・県の制度 □国・県の制度＋市独自の制度 ■市独自の制度
根拠法令等	社会福祉法第58条第1項

3 事業評価 (Check)

事業の実施状況	B	A：計画以上に実施 B：計画どおりに実施 C：計画どおりに実施できず
事業の必要性 【市民ニーズ】	A	A：高まっている B：変わらない C：薄れている
事業の効率性 【見直す余地】	A	A：余地はない B：余地はある
施策への貢献度	A	A：貢献している B：やや貢献している C：貢献の度合いが低い
事業の成果・分析	社会福祉協議会に対し、人件費等の補助を行った。社会福祉協議会において、地域福祉の取組を推進するとともに、支え合いのできる地域づくりを進めている地域福祉推進協議会の活動支援等を実施した。	

2 事業実績 (Do)

年度			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
予算・ 決算	予算現額（円）		114,567,000	127,433,000			
	財源内訳	一般財源	111,639,000	125,536,000			
		特定財源等	2,928,000	1,897,000			
	支出済額（円）		114,013,222	121,883,857			
	不用額（円）		553,778	5,549,143			
	執行率（％）		99.52%	95.65%			
実施内容			地域福祉向上のため、その中心的役割を担い、ボランティア、行政、町内会・自治会、民生・児童委員及び福祉団体と連携し、高齢者、ひとり親、児童、障がい者などに必要な福祉サービスの提供やボランティアの育成を実施する新座市社会福祉協議会に対し、補助を行った。				
年度			令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
	指標名	単位					
活動 指標・ 成果 指標	補助対象職員数	人	20	18			

4 事業の今後の方向性・取組方針 (Action)

今後の方向性	Ⅱ	I：事業規模拡大 Ⅱ：改善しながら継続 Ⅲ：現状のまま継続 Ⅳ：事業規模縮小 Ⅴ：事業廃止 Ⅵ：事業終了
今後の取組方針	社会福祉協議会に対する補助のほか、福祉に関する業務の一部を委託し、その分の人員や予算を市から社会福祉協議会に配分することにより、社会福祉協議会を福祉行政の中核的な役割を担う機関として強化するとともに、委託事業に係る専門性を高め、市民サービスの向上を図っていく。今後は、委託や内容の検討を進めるとともに、社会福祉協議会への支援を検討していく。	

第5次新座市総合計画実施計画 事務事業評価シート
(対象：令和6年度実施事業)

1 事業基礎情報 (Plan)							3 事業評価 (Check)										
基本政策		第1章 基本政策1 みんなにやさしく誰もが幸せを感じるまち【福祉健康】					事業の実施状況		B		A：計画以上に実施 B：計画どおりに実施 C：計画どおりに実施できず						
施策領域		第7節 地域福祉					事業の必要性 【市民ニーズ】		B		A：高まっている B：変わらない C：薄れている						
施策項目		施策1 地域福祉の充実					事業の効率性 【見直す余地】		B		A：余地はない B：余地はある						
事業		福祉フェスティバル補助					施策への貢献度		A		A：貢献している B：やや貢献している C：貢献の度合いが低い						
所属		福祉政策課					事業の成果・分析				福祉フェスティバルは、地域で活動している様々な団体が実際に出店や出演して地域の交流の場として活用されている。 また、多世代の方を対象としているため、高齢者や障がい者のみならず、子育て世代も多く来場している。 今後は、福祉フェスティバルと名称にもあるように高齢者や障がい者に関する団体だけでなく、子育て世代やこども関係の団体の出店、出演が必要になる。						
事業概要		障がいのある人やない人、お年寄りから子どもまで共に楽しみ、ふれあいと交流の輪を広げることを目的として開催する福祉フェスティバルの実行委員会に対し、補助等を行う。															
実施形態		☐ 市が直接実施 ☐ 一部委託 ☐ 全部委託・指定管理 ☒ その他															
実施根拠		☐ 国・県の制度 ☐ 国・県の制度＋市独自の制度 ☒ 市独自の制度															
根拠法令等		なし															
2 事業実績 (Do)							4 事業の今後の方向性・取組方針 (Action)										
年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		今後の方向性		Ⅱ Ⅰ：事業規模拡大 Ⅱ：改善しながら継続 Ⅲ：現状のまま継続 Ⅳ：事業規模縮小 Ⅴ：事業廃止 Ⅵ：事業終了			
予算・決算	予算現額(円)		2,730,000		3,293,000												
	財源内訳	一般財源	0		0												
		特定財源等	2,730,000		3,293,000												
	支出済額(円)		2,730,000		3,293,000												
	不用額(円)		0		0												
執行率(%)		100.00%		100.00%													
実施内容		福祉フェスティバルについて、令和6年6月2日(日)市役所駐車場及び市民会館にて開催し、約10,000人が来場した。					今後の取組方針				高齢者や障がい者だけではなく、こどもや若者たちも楽しめるようなイベントにする必要がある。 また、参加団体数も増えていくと考えられるため、会場規模の拡大などを検討する必要がある。						
年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度							令和8年度		令和9年度		
活動指標・成果指標	指標名	単位															
	参加者数	人	12,000		10,000												
	参加団体数	団体	68		73												

第5次新座市総合計画実施計画 事務事業評価シート
(対象：令和6年度実施事業)

1 事業基礎情報（Plan）						3 事業評価（Check）						
基本政策		第1章 基本政策 1 みんなにやさしく誰もが幸せを感じるまち【福祉健康】				事業の実施状況		B	A：計画以上に実施 B：計画どおりに実施 C：計画どおりに実施できず			
施策領域		第7節 地域福祉				事業の必要性 【市民ニーズ】		B	A：高まっている B：変わらない C：薄れている			
施策項目		施策 1 地域福祉の充実				事業の効率性 【見直す余地】		B	A：余地はない B：余地はある			
事業		生活支援体制整備				施策への貢献度		A	A：貢献している B：やや貢献している C：貢献の度合いが低い			
所属		福祉政策課				事業の成果・分析		第1層及び第2層協議体の開催や本事業に関わる取組を行う地域団体等とのネットワークづくりを通じて、地域の支え合いの仕組みづくりに寄与することができた。 新座市社会福祉協議会に本事業を委託するとともに、生活支援コーディネーターを増員し、事業の推進体制の強化を図った。 また、本事業と同様に地域福祉圏域で活動している「地域福祉推進協議会」との連携の強化や組織体制の見直しに向けて、協議を行った。今後は、各地域の「地域福祉推進協議会」との連携状況を踏まえながら、より効果的な地域のネットワークづくりを進めていく必要がある。				
事業概要		社会福祉法第106条の3第1項第1号及び介護保険法第115条の45第2項第5号に規定する事業を推進するとともに、地域における支え合いの生活支援体制づくりを推進する。										
実施形態		☐ 市が直接実施 ☐ 一部委託 ☒ 全部委託・指定管理 ☐ その他										
実施根拠		☒ 国・県の制度 ☐ 国・県の制度＋市独自の制度 ☐ 市独自の制度										
根拠法令等		社会福祉法第106条の3第1項第1号及び介護保険法第115条の45第2項第5号										
2 事業実績（Do）						4 事業の今後の方向性・取組方針（Action）						
年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		
予算・決算	予算現額（円）		24,122,000		57,113,000							
	財源内訳	一般財源	0		25,113,000							
		特定財源等	24,122,000		32,000,000							
	支出済額（円）		23,390,109		54,838,269							
	不用額（円）		731,891		2,274,731							
執行率（％）		96.97%		96.02%								
実施内容			地域における高齢者、障がい者、子どもといった様々な課題を分野ごとではなく包括的に、地域において支え合い、助け合いながら解決していく仕組みづくりを行った。 事業の実施に当たっては、第1層（市全域）及び第2層（6圏域）に生活支援コーディネーターを配置するとともに、地域住民による協議体を開催し、地域の支え合いづくりについて協議を行い、事業を推進した。									
年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度		
活動指標・成果指標	指標名	単位										
	第1層協議体の開催（市全域）	回	3		3							
	第2層協議体の開催（6圏域）	回	61		65							
	生活支援コーディネーターの配置人数	人	7		9							
今後の方向性		II		I：事業規模拡大 II：改善しながら継続 III：現状のまま継続 IV：事業規模縮小 V：事業廃止 VI：事業終了								
今後の取組方針		引き続き新座市社会福祉協議会へ本事業を委託して実施するとともに、各地域の「地域福祉推進協議会」との連携状況や第4次地域福祉計画に位置付けている地域福祉の拠点の整備状況を踏まえながら、より効果的な地域のネットワークづくりを進めていく必要がある。										